

平成27年3月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成27年3月5日（木）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
会 議 日 時	平成27年3月5日（木） 午前 9時02分
閉 会 日 時	平成27年3月5日（木） 午後 1時43分
委 員 長	金澤 孝太郎
委員会出席 議 員	
委 員 長	金澤 孝太郎
副 委 員 長	川崎 葉子
委 員	中野 昭 織田 京子 坂本 晃 矢部 一夫
欠 席 委 員	岡田 恒雄
議 長	
委員外議員	中島 清（紹介議員）
傍 聴 者	1名

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 7 号	機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例	原案 可決
第 8 号	鴻巣市行政手続条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 9 号	鴻巣市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 1 0 号	鴻巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例	原案 可決
第 2 6 号	平成 2 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
第 3 3 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
議 請 第 1 号	「日本国憲法の基本原則を護り充実させることを求める意見書」提出についての請願	不採択

委員会執行部出席者

(秘書室)

秘書室長兼秘書課長 武井 利男

(経営政策部)

経営政策部長 志村 恒夫

経営政策部副部長 田島 史

経営政策課長 飯塚 孝夫

財政課長 根岸 孝行

情報政策課長 大島 健次

(総務部)

総務部長 原 光本

総務部副部長 原口 信義

総務部副部長兼収税課長

今井 司

総務課長 榎本 智

職員課長 堀 雅勝

市民税課長 関根 和俊

資産税課長 佐藤 康夫

収税課副参事 早川 宏人

契約検査課長 笹野 一郎

吹上支所長 田島 好夫

川里支所長 藤村 和幸

会計管理者兼会計課長

野口 泰三

監査委員事務局長

石井 正明

書記 竹井 豊
書記 篠原 亮

(開議 午前9時02分)

(委員長) 会議を開きます。

昨日は、議案第33号の平成27年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の歳入の執行部の説明と質疑がございました。

本日は、歳出についてお諮りするわけですが、その前に昨日提出資料の要求がございました。これについて執行部のほうから説明をお願いしたいと思います。

(職員課長) おはようございます。お手元に3種類の資料があるかと思えますけれども、そのうち職員課のほうで用意した資料ですけれども、A4判の横の年度別になっている資料でございます。この資料は、前回手数料改正いたしました平成21年度以降の職員数の推移につきまして、各部局別にあらわしたものでございます。その下の平均給料は、職員の本俸の推移をあらわしております。最後に、平均年齢というものがこの表になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

(財政課長) おはようございます。お手元の資料なのですけれども、A4の縦判で、平成27年度当初予算区分別地方債発行予定ということで、22事業の地方債起債の区分がございました。特例債、公共事業債等が区分分けになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

(経営政策課長) おはようございます。昨日話しておりました指定管理による職員数の減ということで資料をつくっております。施設が当初職員が張りついていたものをここに列記しております。そのほか、もう少しあるのではないかとということもあるかと思うのですけれども、施設管理公社であるとか、社協であるとか、そういったところにも事前にもう委託されているところがほかにもありますので、数えてみますとこのような数字になっております。

以上です。

(委員長) 今お手元に3枚の請求資料が届いておりますが、これについて何か確認することはございますか。

(中野) 最後の政策総務常任委員会の資料で、これは指定管理前の職員数ということですから、例えば高齢者福祉センター白雲荘と、1ということで、ところが今言ったようにこれは正規職員ですよ。ここに例えば臨時だとか、そういうものは、とても1ではできないわけないのだから、臨時だとかパートかどうか知りませんが、そういう人たちがこの中に当然含まれている、それぞれの施設に配置されていたということですよ。ここはあくまでも正規職員だけの人数ということで間違いありません。

(そうですの声あり)

(委員長) ほかにはよろしいですか。

(なし)

(委員長) もしまた何か確認事項がありましたら、休憩時間にでも聞いていただきたいと思います。

それでは、平成27年度の鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分のうち歳出について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時55分)



(開議 午前10時15分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議案第33号 平成27年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の歳出について執行部の説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(川崎) では、61ページのところなのですが、職員任用配置事業のところでお伺いしたいと思います。

説明では、職員のメンタルヘルスを守るためのその体制を整えるというような説明があったかと思いますが、そのことについてもう少し詳しく説明をお願いしたいということと、そのことによる休職者がどのぐらいいるのかということをお聞きいたします。

(職員課長) 今回労働安全衛生法の一部改正がございまして、それでこ

れまでストレスチェックを行っているわけですけれども、そのストレスチェックを行った後にメンタル面で問題を抱えている職員のフォローと
いいますか、その後の専門医への面談等が義務づけられることになりました。
27年の10月の1日から施行されるわけなのですけれども、それに対応する
という意味で今度の新年度予算の中にその分の対処として予算を組み込んだ
ものでございます。内容といたしましては、まず職場安全衛生事業なの
ですけれども、そちらのほうでチェックを受けまして、その後に本人の要
望があったときに専門医との面接を設定するというための専門医への謝
礼とかが組んであるものでございます。それとあと、臨床心理士による
カウンセリングもその前段階としてのカウンセリングということも見越
しまして、その臨床心理士に対する報酬も組んでいるものでございま
す。それと、もう一点といたしましては、職員健康管理事業の中で、そ
のメンタル不調のある職員に関してはやっぱり先に電話相談が気軽に
できる環境を整えるという形で、時間を問わず夜であっても、それこそ
深夜であっても対応できるという、そういう電話相談の窓口をつくる
ということ、そういう専門の業者がございまして、そこにつなげるた
めのそういう業務委託の費用も計上しているところでござい
ます。

それと、メンタルの休業の関係なのですけれども、1カ月以上の病
気休業者なのですけれども、23年度でメンタルで休まれた職員
ですけれども、それが5人おります。24年度が4人、25年度が8
人で、26年度現在まで5人という形になっております。

以上でございます。

(川崎) では次に、64ページのホームページシステム事業について伺
います。

これは、新たにシステムの再構築に取り組むとのこと
でございますけれども、この内容について詳しくお伺い
したいと思っております。

(秘書室長兼秘書課長) 今回債務負担のところでもご説明
しましたとおり、平成21年に導入いたしましたホームページ、
5年リースということで、現在期間が切れましてリース
アップということで、27年度中は保守

点検をしながら旧システムを使うということでございます。28年の3月から新しいシステムを導入するべく27年に準備を進めるわけでございます、今回につきましてはいろいろと他市でもいろいろなホームページに関しては相当進歩といたしますか、技術がアップしておりますので、そういったところで、そのホームページにつきましては今後の目標といたしましてはやはり利用者の方が非常に使いやすいホームページにしたいということで、例えば目的情報に素早くたどり着くとか、あとは高齢者や障がいの皆さんにも、もう誰でも支障なく使えるような、そういった非常に使いやすいものを構築していこうということで準備をしているところでございます。あとは、今後契約をしてから1年間かけて進めていく中で、受注した業者さんといろいろ協議をしながらよりよいものをつくっていききたいというふうなことで考えております。

以上です。

(川崎) 使いやすいようにということでございましたけれども、なかなか私もなれてしまっていますので、鴻巣市のホームページに、他市のホームページというその違いが私自身は余りわかってないのかもしれないのですけれども、特にどういう点が他市と比べて改善すべきであるというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

(秘書室長兼秘書課長) ホームページにつきましては、市の情報を発信していくということで、積極的に発信をするという部分のツールの一つでございますので、やはり改善と、今のシステムが問題があるのかということではなくて、先ほど言いましたリースアップ、もうリース期間が切れて、やはりもう入れかえの時期だと。故障というか、いろいろちょっとそういうふぐあいも発生しているというところも事実ありますので、そういったところの改善と、より使いやすいシステムへ向けての準備をしていきたいというふうに考えております。

(川崎) では次に、69ページです。これ新規事業になりますが、合併10周年記念事業について予算計上されております。この内容も今わかる範囲で聞かせていただきたいと思いますと思っております。

(経営政策課長) 合併10周年記念事業、式典のほうが同じく昨年と同じ

10月1日木曜日、クレアこうのすで開催する予定であります。式典というのは大体同じようには実際になってしまうわけですが、その中でまずは功績者表彰というのがまた間違いなくあります。それと、ここで、ちょっと事業課は違いますけれども、健康宣言を行う予定でいます。それと、表彰とか、違うものが何か織り込めればということで今ちょっと検討しているところです。ここはなかなか今検討中のところです。それと、合併の記念式典ですので、記念品としては合併の記念誌というようなものをつくろうかなというふうに考えております。

以上です。

(川崎) それでは、71ページなのですけれども、これも新規事業になります。公共施設マネジメント事業についてお伺いをいたします。

この公共施設マネジメント事業の中で、中央公民館エリア再編基本構想業務委託料ということで予算計上されております。この中央公民館につきましては、確かに老朽化しているということもあり、私も一般質問で質問をさせていただいた経緯がございますが、今回のこの業務委託に至ったいきさつと今後のスケジュールについてお聞きいたします。

(経営政策課長) 公民館の整備というのが、合併後の3地域の均衡というようなものではある程度の整備が進んできた中というようなことがあります。そうなりますと、一つ古い公民館、ここをどうしていくのかということのまずは最初ということで中央公民館が挙げられるのかなと。この業務名の中にも出ていますが、中央公民館エリアの再編成ということで、横に鴻巣市児童センターがあります。それと、その奥に公園があるのです。これまで入れると3施設というか、そこを総合的に何か、複合的なものにできないのかなということでちょっと考えております。これは、国のほうの公共施設の管理計画の中にも施設の統合であるとか、そういったものをよく見直していきなさいよというようなことがありまして、そういったものをやるということで、今回はここの本当に基本構想の部分を作成する業務委託の委託料を組んでおります。債務負担を組んでいるものですので、今その業務委託の入札の準備をしているところでございます。その後は基本計画です。その後の年に基本計画をやるよ

うになっていくのかなと。ただ、ここはまさしくその上のほうに出ている、この事業名の中に入っています公共施設のマネジメント、公共施設を総合的に管理していくという部分の出だしでもありますので、公民館を市内でどうしていくのかということもちょっと考慮しながらの委託になっているかなというふうに考えております。

以上です。

(川崎) 今最後のところでおっしゃいましたけれども、中央公民館エリア再編基本構想業務委託のことも含めて、それ以外の公共施設のことも当然考えていくというような意味合いで答弁されたと受けとめてよろしいのでしょうか。

(経営政策課長) 今回初めて既存の公民館を改修していく、複合化していくというようなことですので、市内全体の公民館のあり方だとかというものも実はこの中に少なからず含まれているのかなということでもちょっとお答えをさせていただきました。

以上です。

(川崎) そうしますと、中央公民館エリア再編基本構想のこの中に入っているということなのか、そこをお伺いいたしております。

(経営政策課長) この基本構想の中には、そこまではっきりしたものはちょっと入ってこないと思います。この施設がなくなるということにはちょっとなかなか市内で考えられないので。ただ、その上の公共施設のマネジメント事業の中では、システム、公共施設の管理計画をつくっていく中ではそういったものがしっかりと論議されるので、その一部としてこの中央公民館エリアというのはもう十分入ってくる部分の中に、最初のものに入っていきのかなということを考えております。

(川崎) その下のハードウェア650万、この中身について伺っておきたいのですが。

(経営政策課長) 公共施設のマネジメントシステム、これは公民館であるとか学校であるとか、その他公共施設だとかというものを今後どのような改修をしていくのかもしくは今後どのように建てかえていくのかというようなことを長い、10年、20年、30年という形で見えていかなくは

いけないのです。実はコンクリートの建物はどのぐらいもつよとか、例えば30年で一回改修をしなくてはならない、20年で改修しなくてはならないとかということがある程度わかっているのです。ですので、それを改修をしていった計画、実績だとか何年後に改修をするとか、何十年後に建てかえをするとかというのをそれぞれの施設、それぞれの建物でデータを入れていって、各将来10年、20年、30年ぐらいにはどのぐらいの費用がかかるのかという、公共施設をどう管理していくのか、どう改修していくのかということが、実はそういう管理をするシステムがあるのです。総務省のほうは実は模範的なものというものを、システム実際に公開しているのですけれども、それを発展したものを入れるというようなことで、それをハードウェアとして入れてあります。その公共施設のマネジメントを構成していく上で、そのシステムを入れていく、ハードウェアを入れていくというところでその予算を計上してあります。以上です。

（中野） それでは、説明を受けた順にいきたいと思います。

最初に、223ページですが、給与関係でちょっと伺いたいのですが、この特別職について私思い当たらないのでちょっと聞くのですが、前年度比でその他特別職が696人ふえているということで、ちょっとこれは私は説明を受けながら何でこんなにふえているのだろうと、思い当たる節がちょっとないので、まずその点1点伺っておきます。

（職員課長） このふえた人数の主な内容でございますけれども、選挙が3回予定されております。それで、選挙の立会人さんと、あと国勢調査もございまして、その調査員さんとか、そのようなものが主なふえた要因でございます。

（中野） 次、224ページ、超過勤務手当について伺いますが、これ本年度は前年度に比べて2,672万8,000円の増だと。その理由は、選挙があると。本年早い順で言うと県議選、市議会議員選挙、県知事選という3つの選挙、順番で言うとあるのです。がゆえにふえたのだという説明がありました。しからば、この3つの選挙にかかわる時間外超過勤務手当、合計でどの程度を見込んでいるのか。

(職員課長) 今回の超過勤務手当の中の選挙の部分に関しましては、3,906万9,000円でございます。

(中野) ということは、単純に言って今回1億4,501万9,000円の超過勤務手当から選挙に係る費用として3,963万でしたっけ、これを引いたということになると、逆に超過勤務手当は前年から比べれば通常ということを考えれば減額しているということですね。

(職員課長) ちょっと説明がなくて申しわけございません。今回のこの内訳でございますけれども、その選挙の分、もちろん選挙の分と、あと統計のほうで、やっぱり国勢調査がございますので、統計のほうとしての超過勤務分として370万円がございまして、それと通常のと申しますか、職員課で所管しております超過勤務分が1億円ということで、その合計がこの金額になっているところでございます。

(中野) わかりました。

次行きます。66ページ、これ私は理解できないのでちょっとあれなのですが、減債基金の利子積立金で、先ほど説明で997万9,000円ですが、普通預金が金利が0.02%、定期が0.2%という説明があったかと思えます。例えば今回の議案第26号で減債基金の利子が4,300万の増額補正しているのです。これ減債基金そのものは、実際財政調整基金と違って取り崩していないのです。にもかかわらず、さっき言いましたように補正で平成26年度3,500万も増額補正しているのに何で当初予算997万9,000円というふうに非常に金利が低い、余りにも低いというようなことで、これについては債権という、きのう債券価格ってありましたけれども、ここにはそうした債権というものについて含まれていないのかどうか。もう既に債権は全部売り飛ばしたのだということなのかどうかお聞きしておきます。

(会計管理者兼会計課長) この減債基金を初めとしまして、ほかの主要な基金につきましても同様なのですが、債権部分での運用につきましてはこの歳出、歳入についてもですが、当初予算のほうには盛り込んでございません。先ほど委員さんおっしゃったように、定期ですと0.08から0.2%の間で計上させていただいております、債権運用部分につきまし

ては売却益というのが当初から見込むことができない部分でございまして、この当初予算におきましては確定する部分の確実に得られる利子収入だけを計上しております。

以上でございます。

（中野）次行きます。

67ページですが、本庁舎維持管理事業があります。これで9,277万4,000円が支出して計上されています。最初伺いたいのは、この本庁舎維持管理事業という点で言うと、当然この中にはこの1月から供用開始した新庁舎、2階建ての、あの部分の当然維持管理というのはこの中に、どこを探してもないのですが、含まれるというふうに受け取っているのですが、それでいいですか。

（財政課長）ご指摘のとおり、本庁舎維持管理事業のほうには前年度から比べますと1,300万ほどふえているのですけれども、これは当然新館の維持管理費も含めましての計上額になっております。

（中野）1,300万という財政課長からありましたけれども、ということはつまり新庁舎によってそれだけランニングコストが1,300万多くかかっているということになりますよね。逆に言うと、本来の本庁舎で、例えば2階が今度のはがらあきになっています。がらあきになりましたよね、2階は。そういうようなところの、わずかだろうが、例えば光熱費等については当然使わなくなるので、その分は下がると思うのです。そういうものを含めても1,300万向こうはかかるということですね。新庁舎ね。それで、次にこの関係聞きたいのですが、実は昨日の議論でもあったのですけれども、この本庁舎の改修について私が以前説明を受けているのは、土日限定してやると2年以上もかかると。そういう点では、一旦ここをとめて、改修する部分、ということになると工期がかなり短くなる、いわば経済的な効果もあるというふうには聞いているのですが、その間議会も含めて別のところへ移転をしなければならない、その間。工事期間中ね。移転しなければならないというのも聞いているのです。それはことしの秋ぐらいになるかというふうには聞いておりますが、その予算が全然この中に含まれていないですよ。ということは、それは

その当初予算を組まれるときにもう本庁舎については別に移動すると、議会を含めて、という発想がこの予算を組むときなかったのか、結論が出ていなかったのか、あるいは場合によったらそれは出た段階で新たに補正を組むという考え方で臨んでいるのか、その辺について伺っておきます。

(財政課長) 当初予算を組む段階で、当然その庁舎の関係の改修の期間ですか、2年以上かかるというか、土日になりますと、そうすると業者の受けがどうかということもあったのですけれども、最後には短縮を考えまして1年三月ぐらいの予定でやると。その場合は本庁舎全て無人化ですか、一部はサーバー室の関係ございますので、あるのですけれども、基本的には無人化にしてやるということで計画しておりました。当然この今いる課のほうですか、他の部署の場所のほうに移転するのですけれども、この本庁舎維持管理事業の中で事務所移転業務委託料があるのですけれども、この辺ある程度、1,000万ほど計上しておりますけれども、それからあとのうですか、継続費の関係でその他の工事費等がございましたけれども、あちらで継続費以外で1,600万ほどを見ているのですけれども、工事費等もその中でできるのではないかとということで計上させてもらっております。

それからあと、補正がどうかあるのですけれども、当然当初で見られなかった部分があると思います。例えば場所によっては使用料が発生する場合とかありますものですから、その辺は補正対応になるかと思っております。今の段階では、その移転の費用とか工事費等若干は対応できるかなと思ひまして、当初予算のほうではこの額を計上させていただいております。

以上です。

(中野) 今財政課長の説明の中で、当初予算の中で11ページに総務費で、総務管理費で本庁舎改修事業、継続費で、平成27年度が3億8,800万で、平成28年度8億9,300万というようなのも答弁出てきましたね。さらに確認しますが、そうするとこの67ページの諸委託料の中で事務所移転業務委託料1,000万計上されています。これと、それから継続費、こういう中

で大方補正を組まずに移転はできるということなのですか。

(財政課長) 当初予算を再編するとき、事務所移転業務なんかはその事務所の移転費用として1,000万ほど計上させてもらっているのですが、これは備品をその場所に持っていったり、そういう部分もあるかと思うのですが、職員では持っていけない部分もあるかと思えます。それで、1,000万の計上をさせてもらっていると。

それから、きのうの継続費の関係で、1,600万というのは継続費の中以外の工事費になっておりますので、継続費の対象外、単年度の事業費として工事費を見させてもらっております。その中で大方進むのではないかと思うのですが、当然細かい移設というか、設置に伴うと費用がかかるかもしれません。その場合は流用対応等も考えられるのですが、やはり補正でその分の費用としては計上させてもらってやっていきたいと思っておりますけれども。

以上です。

(中野) 流用対応でできるような金額ですか。今流用ということがありましたけれども、流用対応でできるような金額で移転できるのですか。この予算の1,000万のほかに。私は、そういう意味ではやっぱりきちっと補正を組みたいと、そのときは、ということのほうははっきりしていると思うのです。今言った流用組んで何とかって、その程度の金額でとてもとても済むと私は思っていないので、その辺再度お伺いします。

(財政課長) ちょっと今流用対応というお話し申し上げましたけれども、当然本庁舎の改修等があるものですから、一番懸念されるのが会議室とか、そういうものがもう物理的に減ると。そうしますと、今考えられるのはクレアを借りたりとか、そういうものありますけれども、使用料等ありますけれども、そういう部分はちょっと流用という、ちょっと言葉はあれでしたけれども、9月ないしは6月ではっきりした段階で移転する前に補正のほうで対応させていただければと思っております。

以上です。

(中野) では、次行きます。

次に、69ページです。今回総合教育会議運営事業であります。この4月

から総合教育会議が発足をするわけでありますが、法改正でやって、これは少なくとも教育委員会の側からすれば教育長、これは特別職になりますから、教育長と、それから残り教育委員、4名かな、トータル5名だったかな、ともう一つは当然市部局から、当然市長になると思うのですが、出てきますよね。この費用弁償4万という計上されています。確認ですが、当然市長ないし特別職の教育長については費用弁償対象にはならないと思うのですよね。したがって、残りの4人の教育委員の費用弁償というふうに私は捉えているのですが、そう間違いないかどうかについて伺っておきます。

（経営政策課長）はい、委員さんおっしゃるとおりでございます。

（中野）そうすると、これ4万ということで、1人1万ではないですか。そうすると、この総合教育会議というのは、少なくとも今後この27年度2回程度しか開けないのではないですか。今ちょっと費用弁償の部分見せていませんから、頭入っていません。5,000円として2回、1万とすれば1回しか開けないわけですね。その根拠としてはどういう。4万立てた根拠というかな、基準かな、どういうあれなのですか、算出した根拠。

（経営政策課長）教育総合会議といいましても、基本は教育委員会の会議がメインだと思います。その中で、特別な事項があったときに教育総合会議を開催するということになっています。ことしはこの最初の年ですので、最初にまずは教育総合会議をこういうふうにやっていこうというように開催があると思います。ですので、実際は2回ぐらいを予定をしてこの予算を計上してあります。また、特別なときがあるときにまたその辺では場合によっては補正なりしなくてはならないことがあるのかもしれないですけども、今のところ教育委員会と打ち合わせをした中で、2回から3回、2回ぐらいだろうというようなことでこの予算を計上しております。

以上です。

（中野）次が77ページになりますが、支所費です。吹上支所費ですね。15節のその他工事で、別途解体、駐車場整備工事として1,594万1,000円が予算化されております。これは、平成26年度の予算でたしか基本設計

だったか何かのあれも補正でやりました。そういう経過を踏まえてまずお聞きしたいのは、その基本設計がもうでき上がっていると思うのですよね、恐らく。基本設計ね。そういう中で、当初予定どおりの駐車台数というものは確保できるのかどうか最初に伺っておきます。

(吹上支所長) まず、先ほど委員さんご指摘のとおり、今年の9月の定例会におきまして補正をさせていただいております。そこで、設計委託料でございますが、こちらが履行期間が3月の13日ということでございまして、まだ全て終わったというところではございません。ただし、それを受けまして、今後のスケジュール等でございますが、当然金額的に1,000万以上ということになりますので、通常一般競争入札という形になります。そうしますと、工事着工が大体6月の中旬から下旬になろうかと、そのような考えでおります。

また、工事完了の時期でございますが、通常こういった解体になりますと標準の工期が4カ月ぐらい要すだろうということでは言われております。そうしますと、今のところ工事完了につきましては最短で10月上旬になるものと、そのように予定してございます。

以上です。

(中野) まず、今6月中旬着工というのは、これは解体工事を含めてだと思っておりますが、そして10月上旬ぐらいに完了だろうという、完成というかな、ということなのですけれども、面積の違いはありますけれども、今の旧吹上公民館解体したやつ、もう解体はとっくのとうに終わっているのです、1月の初めに。更地になっているのです。しかし、オープンが6月、場合によったら7月入るのではないかという話も聞きますけれども、もう更地になってから半年ぐらいかかってしまうのです。今言ったように、面積は違いはあります、圧倒的に。違いはありますけれども、それについてこういう見通し、今言った6月着工で10月上旬完了間違いないのかどうか。公民館の駐車場整備見ていると、とてもとてもこんなものでは終わらないのかなと思っておりますが、その辺どうですか。

(吹上支所長) ただいまご指摘のありました、まず吹上公民館の解体関係でございますが、ちょっと例を申し上げますとこちらが工事着工が、

いろいろ事前の準備作業もあろうかと思いますが、こちら昨年9月の16日から、それからことしの2月の27日と、このくらいの工事期間でございます。先ほど申し上げましたとおり、標準工期ですと4カ月ぐらいだろうということで今予定をしておりますが、ご存じのとおりかなり、2階建てでございますけれども、面積も公民館と全然違うような小さい面積でございますが、ただし今のところは、設計の関係もございまして、あくまでも標準という形で考えさせていただいてスケジュールを組みたいというふうに考えております。

(中野) この件について最後お聞きしますが、補正が出たときに私は申し上げたと思うのですが、あそこは大変近隣住民と隣接しているのです。ご存じのように、東側の道路1つありますけれども、特に北と西側非常に隣接しているのです、民家が。したがって、駐車場にするに際して、近隣住民に対して十分な説明をして、そして近隣住民に対して十分な理解を得る、そのことからやってくれと、そうしないとやっぱりトラブルが発生するよという話を補正予算のときにお話ししたと思うのですが、こうやって工事着工の予算まで計上されてきている中で、今日までに近隣住民に対する説明等についてどのように行われてきたのかについて伺っておきます。

(吹上支所長) まず、近隣の方々への説明関係でございますが、こちらまずご承認をいただいてからということで考えておまして、もしご承認をいただいた場合、もう早々に4月には北側2軒、それから東側が2軒、それから西側1軒隣接しておりますが、そのお宅には、まだスケジュールは決まっておられませんけれども、ご承認をいただければこういうような形で解体を予定しておりますということで、4月中にはまず個別にその旨のお話をさせていただきたいと思っております。また、その後いろいろスケジュールが固まりましたら、改めて個人説明とするのか、それとも全体説明するのか、それについても検討をしていきたいと、このように考えております。

(中野) その際、あの第二庁舎に、吹上時代のあの第二庁舎というのは、建物としては比較的新しい建物でありますね。吹上の旧役場を壊すとき

に、後から判明したのですが、アスベストが考えられないところに使われていたということで、地元説明会を改めてやったという経緯があるのです。あの町役場解体するときに。この第二庁舎かなり新しいので、全てアスベスト使用が規制された後の建物だというふうに理解しているのですが、あの建物にはアスベストは使われているのか、使われていないのかについてつかんでいます。

（吹上支所長）ただいまのアスベストの関係でございますが、先ほど申し上げましたとおり、設計委託料関係については3月の13日という形になっておりますが、これまでもどうだろうと、私どももやはりその辺が一番心配していたことございまして、ただ現在のところは幾つかありますということでございます。これがどのくらいかというのはまだちょっと申し上げられませんが、幾つかあるということで、それを受けて今後近隣の方々の説明等十分に行っていきたいと考えております。以上です。

（中野）今ちょっと聞いて驚いたのですが、幾つかアスベストが使われているということになると、アスベストもランクがご存じのようにありますよね。そういう点で言うと、やっぱりアスベスト使われている建物の解体については法律的に規制されているのです。ですから、そういうもの以上のやっぱり防護壁を含めてきちっとしておかないと近隣住民に迷惑かけるという点では、今後、まだ説明していないようではありますが、この予算が通った後、遅くとも4月に入ってから近隣に説明したいということのさっき答弁ありましたけれども、間違いなくその説明の中にやはりこのアスベストが使用されているというようなことを含めてきちっと説明をし、そしてなおかつ近隣住民に理解得られるという意味での安心あるいは安全な工法に基づいて解体をしていくというようなことをしていかないと理解得られないので、その辺について説明の中できちっとしていただきたいと考えておりますが、資料を含めて、その辺について答弁を再度伺って終わります。

（吹上支所長）ご存じのとおり、吹上公民館におきましてもアスベストはございました。私1年間だけちょっと教育委員会のほうにありました

けれども、そのときも近隣の方々に集まっていたいで、業者も含めてそういったお話をさせていただいた経緯がございます。今回も幾つかあるだろうというようなことを今のところ聞いておりますので、委員ご指摘の内容につきましては今後十分に理解を得られるような、そういった説明をしていきたいと思っております。

以上です。

(中野) 以上です。

(矢部) では、何点か。

会計課から、では。66ページの口座の振替の手数料なのですけれども、976万4,000円。コンビニと銀行と言っているのだけれども、これどのくらいの件数というか、コンビニのほうが高いと、単価とか、銀行との差額とかちょっと教えていただければなど。

(会計管理者兼会計課長) ただいまのコンビニの収納の関係で手数料と銀行口座との差というようなご質問かと思うのですが、銀行口座の引き落としは1件当たり10円で手数料はかかっております。コンビニのほうは、1件当たり55円という形で会計課のほうで歳出予算を組んでおりました。

以上でございます。

(矢部) 銀行に振り込まれた件数とコンビニのあれというのはわかりますか。コンビニ。これからこの九百幾万入るのだけれども、大体。前年度のあれでもいいのですけれども。

(会計管理者兼会計課長) コンビニの手数料、件数、金額につきましては、25年度の決定した数字で申し上げますと、件数が12万887件でございます。金額のほうは18億2,049万ほど、額では取り扱ってございません。

以上でございます。

(矢部) 銀行は。

(会計管理者兼会計課長) 口座振り込みにつきましては、こちらの手数料のほう、資料をちょっと精査しまして出したいと思っておりますが、ちょっとお待ちください。銀行口座のほうは、ちょっと資料がこちらにそろえ

てございませんで、ちょっと調査をさせていただきたいと思っております。済みません。

（矢部）銀行のほうは10円だから、そんなにっていないと思うのですが、でも、どっちかといったら、市のほうとすれば銀行で振り込んでもらうのが一番いいということであるのですよね。この徴収するにもコンビニがふえたので、55円かかるのだけれども、やはりこれだけふえているということは市としても幾らか楽というか、徴収するのにもよくなったのではないかなと思うので、その点のやはり会計課のほうとしての総合的のあれをちょっと聞かせていただければなと思うのですけれども。

（会計管理者兼会計課長）今後というか、口座振り込みのほうはかなり浸透してきていると思っております。その中で、口座振替の割合が比較的進捗が鈍化して、その分がコンビニ納付に移っているというような状況がございまして、この状況はコンビニが平成25年度あるいは24年度ですと年間20%前後の伸びを示しておったわけなのですが、コンビニ自体も26年度になりますと若干8%から9%ぐらいの伸び率でちょっと鈍化しておりますので、今後はまた違う納付形態とか、そういったものも検討されていくものと考えております。

以上でございます。

（矢部）わかりました。

次に、68ページの先ほど中野さんが言った本庁舎の改修事業でございますけれども、ことしの年度のあれは4億200万ですか、予算を組んでいるわけですが、この4億のあれで、これから設計とか委託料とか、工事管理委託料とか入っているのですけれども、大体この金額を出しているということはどこら辺の程度のあれまでやるのかちょっとお伺いしたい。

（財政課長）本庁舎の改修の内容だと思っておりますけれども、耐震補強工事がメインでございます。やはり震災後の関係で耐震補強工事ということで予定しております。まず、建築といたしましては、防水改修工事、それから外壁改修、それから耐震改修工事と。特に一、二階のところは

弱いものですから、その辺を増強するという事で耐震に、耐えられるような工事内容になっております。

それからあと、アスベストのほうもございますので、その辺も含めての工事になります。

それから、電気関係におきましては、サーバー室の関係等ございますので、それが主な改修になろうかと思えます。

済みません。あと、水回り、給排水の設備も工事の中では入っております。

以上です。

(矢部) そうするというと、28年度だと今度は8億9,000、約9億からかけるわけですけれども、その中での外部だけ、耐震だけではなく内部も4階までのあれというのは、5階は議場のほうはもう昨年度やっているので、どの程度の中の改修もするのちよっと。

(財政課長) 耐震が中心になるかと思うのですけれども、内装のほうも補強というか、改修の工事になっております。壁の塗りかえとか、あと天井の関係ですか、あと情報系の配線等も含めての工事になろうかと思えます。

(矢部) 1階とか2階と、こういうとわからないけれども、Pタイルの張ってあるあれなんかも全部今度はPタイルではなくするのか。そうなのはまだ設計段階ではわからないかどうかわかりませんが、どういいうある程度のあれしているのか。

(財政課長) 床の関係もやはり改修の対象にはなっております。

(矢部) まだどのようなのをやるというのはわからない。ただ、床もやるということでもってあれですね。

(財政課長) 今のところ、工事のほうの設計がやはりこれも3月の13ですかね、まで工期になっておりますので、はっきりした結果のほうは出ていないのですけれども、話を今のところ聞いている限りではそのような内容になっております。

以上です。

(矢部) 次に、69ページのふるさと納税の促進事業ということでもって

62万ですか、これ計上しているのですけれども、議場の中でもことしはふえたということでもって、記念品が米とかという、そういう聞いたのですけれども、このほかに鴻巣市としても名産の何かもっとふやそうとか、そういうあれというあれはあるのかどうなのかちょっと。また、納税をする金額というか、あれなんかもちょっと聞ければなと思いますので。

(経営政策課長) まず、ふるさと納税をされた方の記念品なのですけれども、現在はこうのとりの伝説米5キロ、5,000円ですね、これということになっています。来年は、花であるとか、川幅グルメ、赤物、ひなちゃんグッズだとかというものをちょっと今検討しています。金額によってまたちょっとずつ変えたりとかということをまず検討しております。

それと、金額なのですけれども、現在平成26年は現在の時点で99件ありまして、合計で82万9,000円です。その中には、環境にやさしいまちづくりのものだとか、こうのとりの里づくり、子ども教育ゆめ基金、市民活動支援というようなことでそれぞれ分かれています。一番多いのが今のところこうのとりの44件で、54万5,000円ですかね、その次が子どもゆめ基金43件、22万1,000円、環境にやさしいまちづくりが11件で6万円、市民活動の支援が1件で5,000円になっています。

以上です。

(矢部) これで一番遠い県というか、鴻巣の人でもって、今宮崎の知事も鴻巣市生まれではない、住んでおられているの、一番遠い県というか、どの県のあれが多いのか。それわかる。

(経営政策課長) 申しわけありません。かなり遠いところは来ているのですけれども、何県がということではちょっと集計をしておりませんので、申しわけございません。ちょっと現在ではよくわかりません。申しわけないです。

(矢部) その下の第六次の総合振興計画の2年かけてやるようなあれなのですけれども、ちょっとその内容、ちょっと計画のほうのあれを教えてくださいな。

(経営政策課長) 総合振興計画、29年から5年間、10年間というような

計画をつくる予定になっています。ことしは、その基礎的な調査であるとかで、大体の原本をことしでつくって、来年その審査をしていただくというふうな簡単な流れになるでしょうか。

(矢部) 次に、70ページのノンステップバスの導入の促進の事業ということでもって、幾らでもないのですけれども、促進事業のこの補助金というか、このあれというのは、これはどういうあれでもって出すというか、促進のあれなのですけれども、補助金なので、その会議のほうに出すのか、それとも。そのご説明をちょっと。

(経営政策課長) ノンステップバスは、通常のバスを乗り口を低くする改造です。標準のものから改造するものです。これをやることによってバリアフリー化をするということで、事業者がそういったバスを入れるので、申請をしていただくと、国、県、市の補助金を出してそれを改修するということです。26年度は、鴻巣行田間、これ朝日自動車なのですけれども、中型を2台改造しておりまして、鴻巣市の分が17万9,000円で支出します。27年度もそういった申請があるのではないかなということで、2台分ということで現在その予算を計上しているところです。以上です。

(矢部) 次のこのとりの里づくり基金の積立金で1,000万あるのではすけれども、議場の中でもいろいろと言う人もいたのですけれども、これコウノトリを守る、その関連してのあれなのですけれども、どのような対策で積み立てていって、どのくらいのあれでもってやるのかちょっと再度というか、前も聞いたことはあったのだけれども、ちょっともう少し明確にお願いしたいなと思うのですけれども。

(経営政策課長) 現在このとりの里づくりの基本計画というものをほぼ答申までいただきまして、26年度策定をいたしました。この後、具体的には1つのリーディングプロジェクトとしてコウノトリを飼っていく実施計画等をつくっていくようなことがある、それと環境整備、環境に対する啓発をしていくこともあるもしくは農業生産者に低農薬であるとか、無農薬であるとか、要するに食の安全を守ったようなものをつくっていく、もしくはコウノトリを観光だとか市のそういったものに使って

いくというような、いろいろな分野で事業展開を今後していかななくてはならないです。この計画の中にそういったものがあります。そういったものを具体的にやっていくときに基金を使っていこうということなのですが、すけれども、その辺まだコウノトリを飼育するのにどのぐらいだとかという、またその実施計画等もまだできていなかったりとか、また農業政策にもどんなことをやっていこうということが具体的にはまだ決まっていなくて、これからその基金の使い方というのが決まってくるのかなということで、まだ具体的にはどこまでというのはちょっと決まっていない状態です。

以上です。

（矢部）一番問題なのが、農家の方々と一番協力がないと多分このこのとりも難しい点が出るのではないかなと思うのですが、その点も執行部として農家の方々と協力しながらのあれをしていきたいと私は思うわけでございますので。

以上です。

（会計管理者兼会計課長）先ほど矢部委員さんから口座振替の件数及び金額につきましてご質問ございまして、ちょっと資料が先ほど見つからなかったもので。

4 税の保険料ということで、25年度の件数が18万3,529件、金額にしますと50億8,292万円ということに金額なっておりまして、対前年では大体割合としましては同様な割合で前年から推移していると。口座振替自体はそのような状況でございます。

以上です。

（矢部）わかりました。

終わります。

（織田）では、2点ほど、69ページお願いします。

私もふるさと納税についてちょっと聞こうと思ったのですが、なかった質問をちょっと1つさせてください。郵券料なのですけれども、これ2万円上がっていますね。ふるさと納税の。この2万円というのは、恐らく記念品を送るのに必要な郵券料かどうか先にちょっと確認させてくだ

さい。お米、ふるさと伝説米5キロを送るための郵券料なのかどうか確認させてください。

（経営政策課長）こちらは、最後に証明書を発行する郵券料です。お米だとかというのはちょっと観光協会に委託をしていて、そちらのほうで払っていますので、実際は最後に送る証明書だとかの金額です。最後に納税の証明を行わなくてはならない。

（織田）そうすると、こちらのほうの行政のほうで予算をとっているわけではなくて、お米を送る、要は観光協会のほうの予算で送っているということですか。

（経営政策課長）ここに書いてある60万記念品代というので、そのお米と送料と、若干恐らく観光協会の手数料があるのだと思うのですけれども、それがここに含まれているということです。

（織田）この60万にそれが含まれているということです。

（経営政策課長）はい。

（織田）では、2万の郵券料というのは、その証明書というか、それを発行するための金額ということですね。

（経営政策課長）そうです。

（織田）わかりました。

もう一つは、若手職員政策研究事業なのですが、今までいろいろ取り組まれてきまして、最初は婚活とか、それから駅メロディーとか、そういうことを取り組んできましたが、最近何か新しく取り組んでいる事業があったら教えてください。

（経営政策課長）ことは、給食カフェということで、給食を皆さんに知ってもらおうというようなことで、2回ほど給食センターの中なのですけれども、一般の市民の方を募集してやっております。今回のテーマもちょっと食ということだったのですけれども、給食の中にやっぱりそれなりに地元の誇れるような料理があるのではないかとということもあるので、その中で給食をまずは味わってもらおうということで、10月28日と11月11日に行いました。若干人数のほうが少ないのですがすけれども、12名と11名ということで、若手のほうが昔ながらの学校で食

べているような雰囲気をちょっとつくって、自分で給食を盛って、鴻巣の給食というのを食べてもらおうという企画を2回ほどやっております。来年度に関してはちょっとまだテーマが決まっていないうのですけれども、若手のほうが何か考えて、自主的なものをできればというふうに考えております。

以上です。

(織田) その12名と11名の方の年齢層というのは大体わかりますか。大体どれぐらいの方が参加した。

(経営政策課長) 済みません。年齢のほうはちょっととっていないのですけれども、私も一緒に食べていましたので、ある程度やっぱり年齢が高い方が、懐かしい、あとはご夫婦で小さなお子さんを連れて、学校に上がるとこんな給食を食べるのだなということ体験、どんなものを食べているのか事前ということですか、そんなことで来られて、小さいお子さんを連れていられる方も何組かおりました。全体的にはちょっと年齢が高くて、懐かしいよねみたいな、こんなおいしいのを今は食べているのだなというようなことがちょっと多かったでしょうか。

(織田) わかりました。そしたら、現在の給食を食べていただいたということですね。

私昔視察に行ったときに、昔の給食を食べさせるところがあったのです。昭和の時代の給食。だから、鯨の竜田揚げとか、入れ物もアルミの何か、今みたいなしゃれた入れ物ではなくて、それで脱脂粉乳の牛乳みたいな、本当に私たちが子どものころに食べたような給食をあえて、揚げパンとかあえて何か出す、そういうことをやっているところに行ったことがあるのです。だから、何か年齢が高い方がいらっしゃったというから、懐かしいのであればそういうものもおもしろいのかなと思って今ちょっとお聞きしてみたのですけれども、今皆さんが食べているその給食をそこで食べていただくということをやっているわけですね。

10月、11月というのは去年の話だと思っておりますが、今年度、平成27年度は何か予定しているものとかあるのでしょうか。

(経営政策課長) 現在のところは検討中ということで、まず新しい若手

を選んでからというようなことがありますので。メンバーがまたかわりますので、そこからということで、今のところ決まっておられません。

（織田）若手って大体どれぐらいの年代を想定して若手と言っているんです。ちょっとお聞かせください。

（経営政策課長）今回ちょっと人数が少なかったもので、男性が1名と女性が3名でした。女性は、入って3年、4年ぐらいです。男性のほうは、ちょっとやっぱりまとめ役ということもありましたので、30の半ばぐらいの……ごめんなさい。男性は2人でしたね。それと、あと1人は男性もやっぱり3年ぐらいです。入って3年です。1人だけちょっとまとめ役ということで30半ばぐらいの子がおりましたけれども、その子がまとめて、その職員がどっちかというまとめ役でやっていったのでしょうか。

（織田）十分私たちから見れば30代って若手だと思うのですけれども。わかりました。結局少人数でそのときそのときで人を集めて、それで5人か、ないし6人ぐらいの若手職員さんが、では今度はこういうことをやろうとか、今度そのグループがずっとやっているわけではなくて、ほかのいろんな方を選ぶことによっていろんなことをやっていこうという事業なのですね。了解しました。ありがとうございます。

以上です。

（矢部）済みません。2点ばかり聞くのを忘れました。ページがちょっとあれだったので。

70ページに市民が主役のまちづくりの地域懇談会事業でもって、やはりこの感想というか、やっていた今までの結果というか、やはり一番相談というか、皆さんが真剣になってやるという、そういうあれというのが何が一番多かったのかとか、あとは人数にもよるのですけれども、一番やはりどの地域が多かったとか、まちのあれなんか多かったとか、そういうあれもちょっとお聞きしたいなど。

（経営政策課長）今年度2回ほどこのまちづくりの懇談会というのをやりました。課長級が各公民館単位に5人ずつ参加をしていくということです。実は参加された人数というのは、大体おおむね10人から20人ぐらいの間にしてくださいということで言っております。というのは、余り

多くの方が来られたのでは余り話す時間がなくなってしまうのかなという事で、基本を10人から15人ぐらいということです。ですので、1回目で自治会長さん各、10会場あるのですけれども、101人、2回目で107人、おおむね大体1カ所10人ぐらいの人数でやっております。内容というのは、まず1回目のときは市政、課長級のほうから市の事業についてご説明をして、市のその辺に対していろんな質問だとか要望だとかというのがありました。それで、2回目のほうは、その要望なり質問なりに回答をして、また新しい要望なり質問なりということをいただきます。ただ、この会というのは、要望を聞く会ということではないです。行政のほうも各自治会がどんな活動をしているのか、もしくはどんな問題点を持ってやられているのかというのが課長級が聞いてきて、それが行政で何か役立てることがあるのではないかなとか、どんなことができるのかというのを探る面がすごく大きいです。防犯であるとか、もしくは自治会のあり方であるとか、そんなことが実は会話の中ではちょっと多かったのかなというふうに思います。いろいろなことが出ているのです。また、場所にもよります。矢部委員さんのほうが行かれるいわゆる常光のほうですと、土木委員さんも来られていて、こんなメンバーが来たのでは、農業やっているのだから、土木の話ができないではないかというちょっとお叱りをいただきましたけれども、いろいろな課の人が行くことによって違うお話を聞けるというようなことでちょっとお話しさせてもらったのですけれども、全体的な意見としてはこんなことをやってもらって、やってもらってというのはこんなことを市が始めたというのはなかなかいいことですねと、ぜひこれを繰り返してやっていていただきたいなと。行政と地元自治会なり地元のことをいろいろ考えている方が意見を交換する場というのを設けてもらったのは大変うれしいと、今後いろいろな形で続けてくださいと。私たちのほうも、それぞれの地区によっていろいろなやり方があっていいのではないかなというふうに考えておりました、中には市役所の職員が司会はしなくてもいいと、俺たちがやっていくから、いろいろな質問とか、いろいろな情報交換をするのに来てくれればいいからということで、自主的に司会だとか、事前に質問事項

を投げかけているというような連合会のほうもあります。ですので、ことし、27年度につきましても2回から3回、またその次のステップに行くための段階として、同じような形でちょっと実際やっていきたいなというふうに考えております。

(矢部) わかりました。

もう一つ、滞納者のあれなのですけれども、ことしも多分滞納者がいっぱいいると思うのだけれども、ことしもやはり同じような方法でやっていくのか、滞納者のこの整理の徴収の方法をちょっとお聞きしたい。

(委員長) 何ページになりますか。

(矢部) 88。

(総務部副部長兼収税課長) 88ページの滞納整理徴収事業ということで今年度992万1,000円を組んでおりまして、対前年予算としては8.8%減で、ですから事業的には例年やっているような事業をしていくという形になっております。なぜかといいますと、今年度、前々から言っていますけれども、5月にシステム基幹系、住基からあと税のシステム、また滞納管理システムを入れかえます。もう3月、4月はそちらのデータの移行のチェック等々を職員はふだんの徴収事務をやりながらそういったものを入れかえのための準備をして、5月の連休で入れかえて、入れかえた5月、6月はそのシステムがちゃんと動くかどうかを検証しつつ、データを確認しながらまた通常業務をやるということで、今年度は本当はほかの事業もいろいろやりたかったのですけれども、27年度につきましてはそういった二十何年に1遍の切りかえの時期なので、特に新しい事業というのは今回この滞納整理徴収事業では入っておりません。ただ、他の市、上尾、桶川、北本等なんかでは、ちょっと12月の一般質問でもあったのですけれども、電話による催告等を県内でも40市のうち、まだ半分までいっていないのですけれども、それでも始めている、事業としてやっているところがありますので、できますればうちのほうもその後システムがきちんと稼働して職員にそういうものができますればそういったことも検討して行って、電話催告というのも一つの徴収対策の上げる要因であるとは思っていますので、そういったことも検討していきたいと

というようなことは考えております。

以上でございます。

(矢部) それで、この臨時職員の賃金ということでもって、このシステム入れかえるときとか、そういうあれには臨時職員のあれというのは関係なく、この臨時職員というのはどのようなあれでもってちょっと何か。

(総務部副部長兼収税課長) 臨時職員は毎年この金額つけておりまして、1名がポルトガル語の通訳さんを、土曜日開庁を午前中やっていますけれども、そのときをお願いしております。あと、8月に外国人の方に対して一斉にちょっと催告を出しますので、そのときにも来てもらうということで、たしか6日間の費用をとっておりまして、ポルトガル語の通訳さんというのが臨時職員1名です。こちら外国人の方は、鴻巣の滞納者の方で約半分近くがブラジル国籍の方なのですよね。ちょっと特殊性があると思うのですけれども、県内40市の中でも。そういうことなので、ということになると、確かに英語とか中国語とか、ハングル語とかというのは必要なかもしれないですけれども、とりあえずそういう形でもって鴻巣はポルトガル語の通訳さんということで1名をお願いしてやっております。この場合収税課に外国人の方、ブラジル人の方が来て話すのですけれども、単に収税だけではなくて、例えばその方の小さい子がいたら福祉のほうに、児童手当の話とかって向こうの方はわからないので、うちのほうの土曜日来ている方が一緒に1階の福祉のほうまで行ったり、去年あたりですと臨時給付金とか、外国人の方いますけれども、よくわからないということで5階のその担当している部屋まで連れて行って説明してあげたりということで、ちょっといろんなところをそういう外国人来たときは相談もプラスアルファでやっているような形ですので、収税にかかわらず市民サービスになっているのかなというようなところがポルトガル語の通訳さんの採用でございまして、あと2人は、臨時職員は臨宅徴収といたしまして、大体週に四、五日、再任用の方と一緒に2人1組で実際に市内、市外、範囲は県内なのですけれども、そういった方で滞納している方のうちにお伺いして、どうですかという話聞い

たり、あとは差し置きといって催告書を置いたりしたりするような形で、今のところだんだんアパートなんか入っていると住民票あるのだけれども、どこかいなくなってしまった人が結構いるので、実際に現地へ行ってみないとわからないという場合もありますので、そうすると帰ってきて空き室だとか、電気のメーターが回っていないとか、そういった細かいことまで臨宅行った方、臨時職員の方等でそういったことを一つ一つ滞納者の方の状況を潰しながらやっていくような形でもって予算を組んでおります。

以上でございます。

（矢部）よくわかりました。ありがとうございます。

終わります。

（坂本）最後にちょっと。

68ページ、庁用バス運行管理事業って、これ前にもちょっと聞いたことあるかなと思ったのだけれども、もう一回聞かせてもらいたいのですけれども、この運行事業についてはどのような活用の方法になっているのか、まず初めに。庁用バス運行管理事業と650万入っている。

（財政課長）庁用バスにつきましては、各課で研修とか、あと各課が持っている団体とかあるのですけれども、そちらのほうの研修の一環で集合して、バスの依頼があるのですけれども、それを管財というか、財政のほうでバス会社と、入札はするのですけれども、単価の低いところとやるのですけれども、そちらのほうを受けましてバスの発注をします。実際には、だから各課で研修等で使っているバス委託料でございます。

（坂本）何年かの推移というか、もう毎年同じような金額で出ているのだと思うのだけれども、全然余りその変動はなく、各団体の利用率とか、そういうのは同じようですか、毎年。新たにふえるとか、そういうのはないのですか。

（財政課長）今までの利用回数なのですけれども、26年度、現在ですけれども、61回の依頼があります。ちょっと戻りますけれども、25年が67回、24年が48回。年々数はふえている状況でありますけれども、うちのほうとしては中身を研修内容等確認しまして、依頼があればそちらで対応、

委託のほうを行っております。

以上です。

(坂本) 簡単に、ではこっちから申し込んでいいということではないと思うのだよね。やっぱり各担当課のそういう基準みたいのがあると思うのだけれども、その辺はどういうふうに。余り細かくはいいのだけれども。あくまでも市が主催するような団体が使えるということですよ。

(財政課長) 中身は、うちのほうもそこまではあれなのですけれども、各課の判断があるのですけれども、その内容に応じて受けるということなので、全く関係ない団体とか、あくまでも業務に関係するような団体がありますけれども、それに伴う委託料で受けております。

(坂本) 71ページ、さっきもちょっと川崎委員が聞いたと思うのですけれども、中央公民館のエリア構想のところなのですけれども、まだここは基本構想業務委託料ということで、これからあの辺をどう開発したらいいかということを考えることですよ。まずそこからなのですけれども、まだここを必ずやると決まったわけではないよね。

(経営政策課長) 市長の公約の中にも実はここの地区、中央公民館というのが入ってしまして、次をやるならここだろうというようなことは1つあります。それなので、その辺も検討の材料ということで、基本構想をことし、27年度つくっていかうということです。

(坂本) 今の中央公民館見れば、駐車場本当に狭くてどうにも使えない、中央公民館と言えない状態ですよ、確かに。だから、それはわかるのです。だから、そのエリアの中で幾つか公共施設があって、それを統合していくような形だという説明だったと思うのだけれども、今現在その中にある市の施設というのはどういうものがあるのか、ちょっともう一回言ってくれますか。中央公民館のほかにもまだあると思うのだよね。

(経営政策課長) まず、ここの中央公民館エリアというのは、横に鴻巣児童館、児童センターですよ、そこがあって、そこも古いのです。なので、そこが2つ一緒に複合館としてできないのかなというのがまずはここの中央公民館のエリアの再編という意味です。それと、その後ろのほうに昔の役場があったところですか、公園がありますよね、あの辺を

総合的にうまく使えるものができないのかなというのがこの再編のものです。あと、ほかの公民館とかというのは、この公共施設のマネジメント、公共施設の総合管理という中で考えていくということです。

(坂本) 今は、こういうものを利用する人というのは車で来るのがほとんどだと思うのですよね。まず、あの辺の多分駐車場が一番問題なので。だから、例えば幾つかのそういう施設を統合して1つの、上へ積んだりというような形ですればある程度広くなると思うのですけれども、できれば私なんか考えると例えばこの市役所近辺に持ってきてしまって新たなものをつくり直す、相互の駐車場の利用というのは物すごくやりやすいと思うのです。だから、やっぱりそういうことは基本には考えなかったのかどうか。そっちを例えば片づけて処分してしまって、こっちへ新たに土地を買い求めてやるというようなことは考えなかったかどうか。

(経営政策課長) 公共施設の実際はこのマネジメントというところで、実はそういうことを考えるのかなというふうにはちょっと考えております。ただ、これ17号を超えてというのが一つの境というか、それは少しあるのかなという感じはちょっとします。市内の中には、市内というか、旧市内、市街のところですね、中央公民館、それと人形町のほうのコミュニティーセンター、それと駅前の市民活動センターというのが1つあると思います。ただ、その辺も実際は、あとはもうその辺をどうするかということになると思うのですけれども、中央公民館はやっぱりあそこの位置、まち場の真ん中にあるところというのはそれなりのやっぱり必要性があるのかなというふうにはちょっと感じております。ただ、このマネジメント、これとは別にマネジメントの中でまたそういったものが実は出てくるかもしれないです。それは、また改めてそのシステムなりを入れていく中で別のもものとして考えていくということです。

(坂本) 今まで市のほうが市民活動センターはなかったわけですよね。新たに何年か前にできて、それは含まれたから、本来ならばあそこをもっと中心に使えば中央公民館的な機能も多分果たせると思うのです。あの建物の中のまだエリアあいているところもあるし、だからそうやって

活用はいろいろできると思うので、いわゆる公民館としての機能は別としても、そういう市民の皆さんがいろんな形で使う場所にはこんな問題ないような気がするのですよね。だから、ここでどの程度のものをつくるのだからこれやってみないとわからないけれども、一つの検討材料としてはやっぱりあそこではなくてもいいのかなという気もするのだけれども、市の方針がそれでいくというのであれば、これはやむを得ない。それについて賛成か、反対かってまた我々も考えなくてはならないのだけれども、その辺は出た段階でまた見させてもらいますけれども。

（経営政策課長）この施設をつくるときにはどんな機能が、例えば駅前があるもしくは本町コミセンがあるというようなことを考えると、今回つくるところにはどんな機能が必要なのかということが一つあると思います。ですので、同じつくるにしてもすっかり同じようなものをつくるという意味ではなくて、近接した施設の中でそこには何がある、これはそこに、ではこの施設には何が必要だろうか、そういったことが実は今回これから新しい施設をつくり直すなり改修していくときにはどんな人がどんなものの需要があるのかというのをしっかりと把握して、それに特化したものを、片一方で補えないものをそういうところにつくっていくとか、そういうことが実は必要なのではないかと。その辺も検討する材料なのかなというふうに考えております。

（坂本）最後になります。

78ページ、川里支所のほうですけれども、77から78にかけて、支所費の中でフェスティバルの負担金、これ200万ってあるのですよね。これ多分何年ももう同じような金額で来ているのだと思うのです。我々見ていると、フェスティバルは大分人が来るような、本当に人を呼べるお祭りになっているのです。そういう中で、本来ならもっとこれにまた新たな展開というか、そういうのがあってもいいかなと思うのですけれども、支所長としてはいかがでしょうか。その辺のことはこれからの中に、後輩に託してということになるのですけれども、どのように考えるか。

（川里支所長）川里フェスティバル、おかげさまで昨年25周年という大きな節目の年を迎えまして盛大に行うことができました。12月の一般質

問の中でもお答えしたと思いますが、今後川里フェスティバルをさらに発展していくために、実行団体形式でございますので、実行団体の中でいろいろな出し物といいますか、催し物を今までも変えてきております。そうした中で、さらに若い年代の人たちがちょっと参加してくれる方が少なくなってきたということ、こうした若い年代層を中心にいろいろな参加団体を募って、もうちょっと活気がある、そういうフェスティバルにしていこうということをこれから提案をしていかななくてはいけないかなというふうに考えております。おかげさまで、去年はちょっと天気が悪くて1万1,000人ぐらいのお客様しか来られなかったのですが、その前が大体1万4,000人ぐらいということで、年々開催の認知度も高まってきておりますので、特に市外から来るお客様のご意見等も非常に好感度な意見も寄せられております。そうしたことも今後も、川里支所のあり方とか、そういうものも総合的に考えて、より親しみやすいフェスティバルに変えていくということで、今後いろいろな場面でそうしたご意見等の拝聴と、それから若者の参加なんかにさらなる拡充等を図って、今後10年、20年継続できるような、そういうお祭りにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

(坂本) これは、フェスティバル全体もそうなのですが、川里方面に対してはこれから合併記念公園という形で公園整備が始まりますよね。重点的プロジェクト事業の一つである中央公民館拡張事業。これ一体的なことになると思うのですよね。だから、そういうものを含めてこれから鴻巣市全体のイベントの統一性という、統合というか、今までは3地区がやってきたものを全部ばらばらにまだやっているわけです。それをそのうちにはなるべく重ならないように、常にいろんなことができるようにということでイベントの統一ということも考えられるのかなと思うのですよね。そうした中で、フェスティバル自体は残していける大きな事業だと思うのです。まして中央公園エリアが拡張されて、あの辺がまた広がると、そういったまたいろんなことができると思うので、今後やっぱりそれらについてはもうちょっと予算措置も少しつけてもら

って、その辺は少しやっぱり大きな祭りに育てていくような、やっぱり1大イベントにしていくというこれは考えが必要だと思うのです。これは経営政策の中だと思うのだけれども、その辺については、支所長はもう退職になってしまうので、これ以上は言えないと思うので、経営政策のほうでどのように考えるか、その辺ちょっとお答えいただきたいですが。

(経営政策部長) 合併によってもやはり3地域の統合ということでやってきましたけれども、その地域性を残すということはこれまた非常に重要なことだと思うのです。川里らしさというのを。そういう中で、川里の中の一つのフェスティバル、これをその地域性を残すという意味で大きくしていく、これは非常に重要なことだと思うのです。そういう意味では、予算も今後、私もいなくなりますけれども、経営政策を中心にその辺の観点からまた予算のヒアリングと申しますか、予算づけもしていきたいと、このように考えております。

(坂本) わかりました。

以上で終わります。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第33号 平成27年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時47分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議請第1号「日本国憲法の基本原則を護り充実させることを求める意見書」提出についての請願について、紹介議員の説明を求めます

(中島) その前に、過日2月27日の本会議での質問に対して、私のほうから答弁の中で憲法を改正するというような発言があったようであります。それに対して、誤りでありますので、本会議で訂正をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議請第1号「日本国憲法の基本原則を護り充実させることを求める意見書」提出についての請願。紹介議員、中島清。請願人、鴻巣・憲法九条の会、代表世話人、佐藤正八。鴻巣市生出塚2-13-14。電話、541-2072です。

請願趣旨。市民の安心、安全を守り、生活の向上に尽力されておられることに敬意を表します。日本国憲法を変えようとする動きが顕著になってきておりますが、鴻巣・憲法九条の会は、日本国憲法で最も大切な立憲主義を守り、その上で3大原則である主権在民、基本的人権の尊重、平和主義を護り充実させる必要があるという立場にいます。また、多数の鴻巣市民もそれらを望んでいると受けとめています。鴻巣市議会において、地方自治法第99条に基づき、日本国憲法の基本原則を護り充実させることを求める意見書を国に対し提出いただきますよう請願いたします。

請願事項。1、立憲主義を護り充実させること。憲法は、権力者による権力の行使を制限し、国民の権利、自由を擁護することを目的とするものであり、政治権力は憲法にのっとって行使されなければならないので

あって（近代立憲主義）、日本国憲法もこの近代立憲主義に立脚して制定されたものであります。改憲論議の中で、この立憲主義をうやむやに
してはならず、現行日本国憲法の立憲主義を護り充実させること。

2、日本国憲法の3大原則を護り充実させること。

①、主権在民。現行日本国憲法の主権在民の原則を護り充実させること。

②、基本的人権の尊重。社会や環境等の変動で人権を取り巻く状況に変化は見られるが、基本的人権の尊重を後退させることがあってはならず、
充実させること。

③、平和主義。戦後の日本の1大特徴であった平和主義は、憲法前文及び憲法9条に大きく支えられ、国民にも支持され、アジアの人々からも歓迎されている。さらに、平和主義はあらゆる分野における平和外交で裏打ちされなければならない。国際環境の変化を口実に平和主義を変えてはならず、平和主義を護り充実させること。

提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿。

以上で終わります。

（委員長）先ほど紹介議員の中島さんが訂正しますというあれがございましたが、これはこの文章の中には、文言の中には入っているのではありませんか。そうではなくて、自分が、紹介議員がお話しした中で間違ったということですか。

（中島）はい、そうです。

（委員長）お話しした中で。

（中島）はい。

（委員長）では、それを訂正するという事。はい、わかりました。

（何事か声あり）

（中島）本会議で。だから、27日の答弁の中で発言した。

（委員長）はい、わかりました。それを変更すると。

以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（川崎）紹介議員に質問いたします。

まず、発言の訂正というお話がございましたが、これ大変重要なことだ

と思っています。私の記憶する限り2回にわたりました、質疑に関しまして、変えてもいいと思っているという趣旨の発言を紹介議員はされておりました。これ2月27日の本会議においてです。2回にわたって変えてもいいという趣旨の発言をしております。ところが、今冒頭でその発言の訂正を求めるといようなお話がございましたが、このように主義、主張が一貫していないことに関しまして、どのように説明をなされますでしょうか。

(中島) この間の橋本議員から質問がございました。それは、基本的人権の尊重の関係です。そのときに私のほうで答えたのは、今新聞報道、それからテレビ等の報道で夫婦別姓、それから離婚後300日以内は再婚ができないとか、そういったもろもろのことについて私は答えました。それをこれから審議をしていく中で、慎重に審議をした中で、変えていくか、変えていかないかということを経済的に審議して充実させていかなければならないというふうに私は答弁する考えでいましたけれども、余りこの改正、改正ということでもって質問が来ておりますから、それがどうしても頭にあったものですから、ついそういうことを言ってしまったのではないかなというふうに思います。ですから、それを誤った発言ということで訂正をさせていただくということをお願いしたわけです。

(川崎) 改めて伺いますが、単なる言い間違いということでは済むような話ではないのではないかなというふうに考えますし、改正というような質疑ではなかったかと思えます。充実させるということは手を加えるということになるけれども、それはどのようなことを指しているのですかという質問に対しての紹介議員の答弁であったというふうに記憶をいたしております。充実させるということは、具体的にどのようなことを指しているかと紹介議員は請願人のほうから話を聞いているのか聞かせていただきたいと思います。

(中島) 公明党さんは、かねがね憲法に対して守っていくというような考え方に基本的にはあるのではないかなというふうに私は受けとめております。その中で、自民党との連携を保つ意味で加憲というか、加えるというか、そういう立場に立っているのではないかなというふうに思い

ます。ですから、私が今言っていることは、充実させるためには今の憲法に対してさらに加憲というか、書き加えていくというような意味で充実というふうに私は考えております。

(川崎) 私のほうからは、一つも加憲についての今質問はしておりません。公明党の立場で話を聞いているというふうなことではなく、中島議員が充実させるということはどのように請願人と話をしているのかということを知っています。公明党に対してというような質疑ではございません。そのような答弁を求めているのではありませんので、改めましてもう一度その充実させるということについて請願人と紹介議員の間でどのような合意がなされているのかについて伺います。

(中島) 私としては、紹介議員からは、この請願を受け取ったことで紹介をお願いしますということだけで、この中身について細かい打ち合わせはしておりません。その中で、私の考えの中で充実させていかなければならないということで、今質問に対して答えているわけです。

それと、橋本議員からも、先ほどもお話ししたようにうっかりという、こんな憲法という重いものに対してうっかりという言葉は本当に不謹慎な言い方かもしれません。ですけれども、憲法を守るという護憲の意味で私は受けとめて、それで憲法を改正しないで今現在のこの基本的人権の尊重、それから主権在民、平和主義、この3つを必ず守っていかなければならないという立場でしっかりと審議をし、それで守っていかなければならないということで答弁したわけです。その中で、充実ということを言うべきところを皆さんに誤解を与えるような、改憲というような発言になってしまったというふうに私自身は反省しております。

(川崎) 今発言の中で紹介議員と請願人の間で具体的な話、密接な話ができているということを答弁されました。大変にそういうふうな状況の中で紹介議員としてこの請願を受けるといえることはいかなるものかなというふうに正直思っております。

以上でございます。

(矢部) それでは、この憲法のこれを変えるというか、充実させることというあれなのですが、この憲法の何章というか、ある中で、改正点が

出てきたから充実させろという、多分そういうあれだと思えるのですけれども、その改正点を、できる範囲でいいのですけれども、変えるというか、その明記のされたあれをちょっと言っていたらなと思うのですけれども。改正点。

(中島) 質問の意味がちょっとわからないのですが。もう一度説明してください。

(矢部) この憲法を充実させるということは、大体護り充実させることということになっているのですけれども、今これを憲法を変えようとしているあれがあるのでしょうか。それについての主要な改正点、だからこれを変えようというあれをしているのをちょっと言っていたらなと。

(中島) 憲法九条の会としては、請願のこの趣旨等を読みますと、改正しなければならぬという部分は一つもありません。

(矢部) だけれども、これを今までの基本のやつを変えずにやろうというあれでもって出しているわけでしょう。変えてはいけないという。だけれども、今ほかの国会のほうでは改正点を挙げているわけでしょう。そいつを変えてはいけないという意味のあれを挙げてきているわけでしょう。護りというのだから。護り充実させるということは。だから、その点を改正される、改正点をちょっと言っただけかなと思ったのです。どういふのが変える。変えているので、こういう文章の中でもってそういうあれがあるのかなと思って。

(委員長) ちょっと暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 1 6 分)



(開議 午後 1 時 1 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(中島) 今現在の憲法の中で、私はこの請願の紹介議員ということでもって請願人の方からこれを受け取ったときに、憲法を一通り読んで目を、いろいろとほかの文献というか、本などを読みましたがけれども、何ら変える必要はないというふうに私は現行の憲法を受けとめております。

以上です。

(矢部) 今の、だから憲法を守るということだから、今出しているのは変えようとしている文言があるわけですよ。だから、それをちょっと言っていたらな。わかります。

(暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 1 8 分)

(開議 午後 1 時 1 9 分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議開きます。

(中島) 私は、その現行憲法、それから自民党が出しているというような、そういったようなものに対して私は正直目を通しておりませんので。人づてに話は聞きましたけれども、実際にそういったようなものに対して、私は現行の憲法を守るということで請願を受けておりますので、そういった守るということで、その質問に対して答えることが精いっぱいですので、その自民党が出している改正案というのですか、そういったようなものに対しては私は目を通してはおりません。

以上です。

(矢部) そうするというと、今度はこの 3 つ、日本国憲法の 3 大原則を護り充実させることの基本的な人権尊重、平和主義、この 3 つを挙げているのですけれども、この文言のあれというのは早く言えば憲法の中の何条、何条ではなく、これ前文の中ではないのかなと私は感じているのですけれども、その中の変えようとしているのがどういったあれが。変えようというか、先ほど言った自民党はこういうふうに変えるのだから、今度はやはりこれも変えてはいけないというあれがあるのですけれども、その中身がちょっとわかればあれかなと思うのですけれども。

(中島) 何を聞こうとしているのかちょっと私は理解できないのですけれども。要するにこの前文においても、私の感じるところでは日本という国が今までに過去に犯した過ち、そういったようなものに対して反省から出た言葉としてこの前文が成り立っているのではないかなというふ

うに感じております。

以上です。

(織田) この請願、随分何回も何回も読ませていただきました。それで、ちょっとよく理解できないのですが、この請願事項の1番、立憲主義を護り充実させること、この文章の中の3行目に、改憲論議の中でこの立憲主義をうやむやにしてはならず、現行日本国憲法の立憲主義を護り充実させることという文言があります。この3大原則を守れば改憲してもいいというふうに考えているのか、そうではないのか、ちょっとその辺がよくこの文章から読み取れなかったので、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

(中島) ですから、この立憲主義というのは、要するに国家権力を縛るためにこの憲法は成り立っているわけですよ。それで、憲法は個人の自由を保障するということが、それが目的であります。それで、そういったような統治者であっても憲法の拘束を受けるということはうたわれているわけですよ。ですから、それが立憲主義の大前提であるということですから。ですから、あくまでもこの3大原則、これは変えてはならないと、どんなことがあっても変えてはならないということを私は考えております。

(織田) そうしたら、この3大原則、もちろんこれ3つともとても大切なことなのですが、人が国で生きるとしてはとても大切なことなのですが、これを守る、これさえしっかり守っていけば改憲してもいいというふうにも受け取れる文章なのですから、その辺はどういうふうにお考えなのですか。

(中島) いや、これを守っていけば変える必要はないと。私はそう考えております。また、私自身もそのように、この請願の中身を読んでそう感じております。

(織田) そうすると、今この3大原則は守られていないことが何かあるというふうな含みですかね。

(中島) 守られていないかどうかという、ですから先ほども言ったように、当時者であっても憲法に拘束されるということを言いました。でも、

徐々にそういったような機運が、具体的にこうだからとは言えないけれども、機運として、感じとしてそういう部分が、私自身ですよ、私自身はそういう部分を若干気持ちの中では感じています。ですから、そういうことはあってはならないと。ですから、この基本的な憲法の3つの3大原則、これだけは守らなければいけないということです。

（織田）機運というふうにおっしゃいましたよね。私、日本国憲法は今のところ守られていると思っているのです。では、誰がどういう形でそういう機運をつくっているのかって具体的に教えていただけますか。

（中島）ですから、報道等を見ていると、いろんなニュースの中でそういう部分が感じられるということを言っているわけです。

（織田）そうすると、それは主観的な問題であって、具体的に誰がどういうことをして、どういう発言をしてどういうことを今やっているから、そういう機運が流れてきているというわけではなくて、報道の中から何となくそういうものを感じられているというふうな、そういうお答えですね。

（中島）はい、そうです。

（織田）私、これ何回読んでもよくわからないのです。この請願の中身が。例えば今憲法改正になりそうだという、もう少しでもう憲法改正になるよというときにこの請願が出てきたら、なるほどと納得できるのです。ただ、今いまだそこまで具体的なものが出てこないときに、この請願というようなものがどうも私は理解できない。私、日本国憲法は私自身もこれはすばらしい憲法だと思っています。この3大原則、これも必要だと思います。だけれども、今の時点でなぜこれが出てきているのか。機運とか、そういうものが何となく感じられるとか、そういったものってすごく個人的なものがあると思うのです。紹介議員はそういうふうに感じているかもしれないけれども、そういうふうに感じていない方もいる。そういった中で、具体的に何がどうで、だからこういう機運が出ているのだということを言っていたらわかるのですけれども、私も本当に読んで、今なぜこの内容の請願なのだろうと。請願内容は悪いものではないのです。なるほどと納得できるのです。だけれども、なぜ今

なのだろうということがすごく私の中では疑問になっていて。その主権在民、基本的人権の尊重、平和主義、これは本当に守らなければいけないことですよね。これが今変えられようとしているわけではないのですよね。その中で、なぜ今この請願なのか。それをお聞きしたところ、報道の中での機運だと。ちょっと理解できないのです。詳しく説明いただきたいと思います。

（中島）先ほど矢部委員のほうから自民党の改正の、何ていうのですか。

（素案ねの声あり）

（中島）草案というのか、案が出ていますよね。そういったようなものを私としてはそういう機運を感じているということなのです。

それで、ちょっと質問に答えるにはどうしても言わなければならないと思うのですが、昨年の総選挙の結果、自民党が過半数をとりました。また、公明党さんも連携しているということでもって3分の2を超えておりますから、憲法96条ですか、その規定を満たせば憲法改正ができるということではあるけれども、改正ではなく、この憲法がうたっている理想に現実を近づけていくということが私は大事ではないかなということを感じております。ですから、あくまでも現状の日本国憲法というものをしっかりと守っていけばよろしいのではないかというふうに思います。

以上です。

（織田）私もそう思いますけれども。今主権在民とか基本的人権の尊重とか平和主義が守られていないといった何か具体的なものがあるのかどうか、それを最後に聞きます。

（中島）ですから、守られていないということは私は一言も言っていません。だから、今後もこれを、今現在の憲法をしっかりと守っていかなければならないということを言っているわけです。何度も言いますが、自民党さんのほうからそういう草案が出てくるということで、早く言えば危惧しているわけです。ですから、その前に私はそういうふう感じたことを言っているわけです。

（織田）わかりました。改憲という機運になったときに、この3大原則

だけはぜひとも守ってくれというための請願なのですね。簡単に言えば。

(中島) はい。ほかもちろんですよ。

(織田) 特にこの3つということですね。

以上です。

(坂本) 先ほどの答弁の中で、請願者と紹介議員の、話し合いではないけれども、意思の疎通がとれていないような発言があったのですけれども、そうした中で多数の鴻巣市民もそれを望んでいると受けとめていまずということは理解できるのか、どのように紹介議員は受けとめているのでしょうか。

(中島) 新聞やらマスコミの報道、テレビ、そういったような報道の中で、過半数の国民が憲法を守っていきたいという調査結果が出ていますよね。その中で、鴻巣市民の方々も、調査はしていませんけれども、平均的なマスコミが調査した中でそういう結果が出ているということは、鴻巣市民も同じような考え方というか、そういうものを持っていらっしゃるのではないかというふうに、それらを通じてといてまいしょうか、考え合わせて、過半数の市民が憲法を守っていきたいというふうに受けとめております。

以上です。

(坂本) 憲法、こういう法律というのはそんなに直さない、動かないほうがいいのだと思うのです。だけれども、やっぱりその時代、その時代にあって国民を守るためには、国民生活を守っていくためにはやはり改正も必要なところもあると思うのですよね。それらについては、基本的に必ずそれはもう抑えていくのだと、絶対改正はいけないのだということなのか、その辺はどうでしょうか、判断は。

(中島) 現在の時点では、私は守っていかなければならないというふうに考えております。

(坂本) その辺が認識の違いということになってしまうと思うのですけれども、先ほどからも何回か言ったのですけれども、充実させなければいけないということは今のままではいけないという意味に捉えてしまうのです、私たちは。私は。そうすると、どのようにどの部分をというこ

とになると、やっぱり改正になってしまうのですよね。充実させること
ということは、まだ不足だから、充実させるためには憲法の改正もあり
得ると、もっと平和主義の強くなることもあり得るわけです。そういう
ことに関しては目をつぶって、今現状自民党の草案、そういう形が出て
きた中では反対って言うのかもしれないけれども、やっぱり憲法改正と
いうのはやってもいいのではないかと私は思っているのです。その時代、
その時代に合わせて。それを絶対否決するのだと、だめだというのか。
その部分がどうも納得できないところなので、その辺は説明できればち
よっと答弁いただければありがたいのですけれども。

(中島) 私としては、要するに先ほどちらっと話も出ましたけれども、
今現在の、これは私の考えですよ、現行憲法を変えることなく、その不
足したというか、こういうふうにしたほうがいいのではないかというこ
とをつけ加えればそれでいいのではないかなと。—————
—————
。

(何事か声あり)

(中島) それは、今のは取り消します。ですから、今現在はそういう不
都合なところは私は感じておりませんので、このままでよろしいという
ふうを考えております。

(坂本) もういいです。大丈夫。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(川崎) 議請第1号に反対の立場から討論いたします。

憲法の主権在民、基本的人権の尊重、平和主義の3原則を守るのは当然
です。守るのであれば、何を充実させようというのか。充実させるとい
うことは、足りないから手を加えるという意味になります。請願にある
充実させることの内容が曖昧です。また、日本国憲法を変えようとする

動きが顕著になってきているとありますが、憲法は96条により簡単に変えることができないようになっていきます。そもそも2月27日本会議、またただいまの質疑において、本請願の内容について紹介議員の話は終始一貫しておりません。

この点から、本請願に賛同することはできません。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(中野) 今、公明党のほうから反対意見等出ましたが、少なくとも充実させるという点で言うと、私も紹介議員の中島議員も憲法九条を守る会という会、そこに所属をしている、私も所属しています、そういう人間です。この充実させるという点で言うならば、今織田委員のほうからもありましたように具体的にそういう改正する動きがあるのかということではありますが、少なくとも私は、自民党の憲法素案見ましたけれども、憲法9条について言えばかなり今の条文とは違って、これで本当に平和が守れるのかなという疑問を抱くし、あるいは今の天皇制について少なくとも自民党の素案では元首となっています。今の現憲法は象徴です。その元首というのは、戦前のあの忌まわしいときの憲法の条文に元首というのは使われています。そういうようなことを考えたときに、具体的にこうした加憲が起きたときでもいいではないかと織田さん言うけれども、それでは私は遅いと思っています。現実には今、去年の7月1日の閣議決定ございましたよね、あれだって私から言えば憲法に触れているというふうに思っています。本当に一内閣の閣議でああいう決定をしていいのかという疑問を持っています。何よりもこの請願で充実というのは、そして今自民党の憲法素案を見てもそうだし、そして今、国会の中で自民党、公明党以外ですよ、もっと右の人たちが現実にいるわけです。そういう人たちが参議院入れると3分の2を超えてしまうのです。現在では衆議院3分の2です。ところが、参議院は3分の2を超えていません。しかし、そういうところを入れると3分の2を超えてしまうということを見ると、やはりいずれそういうさっき申し上げました7月1日の閣議決定を踏まえて憲法の改め論が出てくるのではないかと危惧をしています。

そういう点で、賛成討論ですが、私は少なくとも先ほど来議論あるように憲法を変えることはどうなのかということですが、確かに時代に合った表現の仕方というのはあってもいいと思います。時代に合った表現の仕方。しかし、ここの請願では、あくまでも1の立憲主義を護り充実させること、これはご存じのように1789年フランス革命が起きて、そこでフランス人権宣言が出された。これが俗に言う近代立憲主義ということで、個人の自由あるいは権利、これを守るために憲法でその時々々の権力者を拘束する、いわば突っ走らないようにするというのがこの立憲主義です。そこへ来て、3大原則である主権在民、基本的人権の尊重、平和主義、このことがきちっとその憲法でそのことを、今言った3つが貫かれているということであれば、それはさっき言ったようにその他のところで時代に合ったその文章の表現の仕方あるいは物の考え方というのはあっても私はいいと思う。しかし、今言いましたように、この主権在民であり、基本的人権の尊重、平和主義、これはいかなるいつの時代であっても憲法に貫くことが大切だということ。加えて、さっき言いました立憲主義、時の権力の暴走を抑えると、このこともやっぱり憲法へ貫かなければならないということがここで改めて請願に書かれている以上、これは私は賛成を大いにしていきたいということでもあります。

以上です。

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認め、よって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議請第1号「日本国憲法の基本原則を護り充実させることを求める意見書」提出についての請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

よって、議請第1号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 4 1 分)



(開議 午後 1 時 4 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で付託された案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製及び委員長報告の作成につきましては、委員長に一任願います。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午後 1 時 4 3 分)